

## バス運転手超過勤務で是正勧告／神奈川

横浜市営バスの運転手の勤務時間が国の基準に違反しているとして、市交通局が労働基準法違反などで横浜北労働基準監督署から是正勧告を受けていたことが5日、明らかになった。

勧告は1件（2項目）で、違反状態は是正済みだが、5月には400件超の基準違反があったとの指摘もあり、違反が常態化していた可能性が指摘されている。

同局によると、港北営業所の男性運転手が5月、1日16時間以上の勤務を行ったことについて、労使協定の限度（1日8時間）を超えて時間外労働を行わせた労基法違反と、1日の拘束（勤務）時間を16時間までとする厚生労働省の「改善基準」に違反したとして、同労基署が6月6日に立ち入り調査し、同月10日に是正するよう勧告して、同局は7月18日、同労基署に是正を報告した。

しかし、関係者によると、5月の1カ月間だけで、2週間以上の連続勤務や長時間勤務など計400件超の違反があったという。

同局では、運転手が欠勤した場合、別の運転手が公休を返上して出勤するなどして対応していたが、「休日出勤をしたくない人がいるため、公休出勤者が（特定の運転手に）偏ってしまう」と、運転時間や拘束時間などを規制した基準に違反した背景を釈明している。

関係者によると、同局の池田輝政局長は一部の営業所長に対し「（労働時間が均等になるよう公休出勤の）業務命令を出して基準を守れ。できなければ欠車（間引き運転）しろ」と指示したといい、同局長は「お客さまの安全を第一に考え、違反状態で運転するのは危険と考えたため」と説明している。

一方、横浜交通労働組合は「安全運行には運転手の十分な休息が必要。公休出勤を強要する状況はおかしい。増員して対応すべき」と話し、批判している。